

南原繁とアカデミック・フリーダム 立花隆

わたしが趣意書で特に強調したことは、南原がいかにアカデミック・フリーダムの確立に力を尽くしてきたかという点である。

アカデミック・フリーダムとは、「学問の自由」のことである。学問の自由は憲法で保障されている。

日本の憲法は、九条はじめ、ユニークな条項をいくつか持っているが、憲法二十三条もまたその一つである。

憲法二十三条「学問の自由はこれを保障する」

たったこれだけの条文だが、これが意味するものは極めて大きい。

この条項の公式の英訳は、

Academic freedom is guaranteed.

である。つまり、学問の自由とは、アカデミック・フリーダムのことなのである。

諸外国においても、一般に、学問の自由は、基本的人権の一つとして認められている。

しかしそれは必ずしも日本の憲法二十三条のように、それだけを取り出して一つの条文にした上で、その自由を無条件に保障するという形は取っていない。

それは「思想の自由」「良心の自由」「表現の自由」といった基本的人権の延長上に当然認められる権利として暗黙の了解ですまされていたり、明文化する場合でも他の基本的自由とならばられ、その中に埋没していたりする。

「学問の自由」の保障に独立の一条をもってあてたというのは、日本の憲法の一大特徴なのである。

なぜそういうことになったのかを述べる前に、「学問の自由」とは具体的に何を指すのかを述べておく。

憲法の最も有名な注解書、宮沢俊義「コンメンタル日本国憲法」に従うと、それは具体的には次のようなことを意味している。

学問の自由には、「研究の自由」「学説の自由」「研究の結果ないし学説発表の自由」「教育ないし教授の自由」などが含まれる。そしてその延長上に当然、主たる学問の場である「大学の自由」が含まれると考えられている。また「大学の自由」を保障するための組織原則として「大学の自治」が保障されなければならないと考えられている。

日本の憲法にこのような条項が生まれた背景に何があったのか。

前記「コンメンタル」は、それを解説して次のように述べている。

「本条は、学問の自由を保障する。かつて滝川事件（一九三三年）や天皇機関説事件（一九三五年）のような学問の自由を否認する事件の再発を防ぐ趣旨である」

わたしが書いた「天皇と東大」はいくつかのサブストーリーから構成されているが、最も大きなサブ・ストーリーは、戦前期の日本において、いかにアカデミック・フリーダムが崩壊していったか、そして、アカデミック・フリーダムの崩壊がいかに、日本国の崩壊をまねいたかという物語である。

コンメンタルで特筆されている滝川事件と天皇機関説問題が、日本の歴史において学問の自由が否認された二大事件とわかっていいが、滝川事件は同書では三章にわたって、天皇機関説問題は四章にわたって詳述されている。

それだけではない。戦前期の日本においては、森戸辰男事件、矢内原忠雄事件、津田左右吉事件、河合宗栄治郎事件、平賀肅学事件など数々のアカデミック・フリーダムが踏みじられる事件が相次いだが、それらの事件のすべてについて同書で詳しく述べている。

それは、アカデミック・フリーダムが蹂躪されていって行き付いたあげくの果てに起きたことが、国家の滅亡となったという認識に立ってのことである。

この考え方は南原繁の歴史認識と基本的に同じ視点に立っている。

「日本の悲劇」は「学問の自由」と「大学の自由」の喪失から起きた

南原は、一九五一年十二月十二日、総長在任六年目を迎える日（その日 定年となる）の前夜に全学生の主催で開

かれた送別会で、自分が六年間いかにアカデミック・フリーダムを守ることに腐心してきたかをこう語っている。「この六年間、及ばずながら私の最も戒心し努力し来たったところのものは、『学問の自由』『大学の自由』であったのである。これが確立されなかったところに、あるいはこれが脅かされたところに、今日の日本の悲劇が起こったといつていい。したがって、学問と大学の自由の確立は、ひとりわれわれ大学と大学人の最大関心事であるばかりでなく、実に新日本建設の必須条件であるのである」

南原はなぜそれほどアカデミック・フリーダムが大事だと考えたのか。

それは歴史の教訓(アカデミック・フリーダムの崩壊から日本の悲劇がはじまった)がそう教えているという以上に、それを確保しておくことが、原理的に国家というシステムの健全性を保つために絶対に必要だと考えていたからだった。

一九五九年十二月安保条約の改定反対運動の中で、全学連の学生デモが国会構内に突入するという事件が起こった。その指導をした学生に逮捕状が出たが、うち二人の学生が東大の構内に立てこもり、「大学の自治」の名の下に警察への出頭を拒んだ。一般学生も、「大学の自治」を理由として、それら学生の逮捕にやっつてこようとした警察の構内立ち入りを拒むという「籠城事件」が起きた。

南原総長は、このような学生の主張を「大学の自治」のはきちがえだとして厳しく指弾した。

そのときのことを書いた「東大籠城事件について思うこと」という文章の中で、南原は真の大学自治の一般原則について、次のように書いている。

「一般に大学の自治は、ひとり資本主義社会にだけ必要なものでなく、どんな未来社会においても守らなければならず、思想・言論の自由とともに、それは国家社会の存立条件であり、それがあつてはじめて学問・文化の発展を期することができるところであります」

「大学の自治」は国家社会の存立条件

大学の自治が、国家社会の存立条件であるとまでいえるのはなぜか。

一九四七年四月、東京大学の創立記念日でなした「大学の自由と使命」というタイトルの演述の中で、南原は次のように、大学の三つの機能における絶対の自由を主張している。

大学の三つの機能とは、教育機能と研究機能と知識の一般社会への宣布機能である。教育機能においては、教師は何を教えるかについて完全な自由を持たなければならず、学生も、「自らの思惟と判断に従つて、自由に直理を学び取る」ことができなければならない。なぜなら、それが「真理の尊厳と進歩のため」に絶対に必要な条件だからである。

また、研究機関としての大学においては、「研究の絶対の自由」とその「結果の発表の自由」が保障されなければならない。なぜなら、すべての科学的精神と活気ある研究活動には、それが絶対必要不可欠な条件だからだ。

また一般社会に研究の成果を伝えるにあたっては、「真理の真理性」を守るために、伝える内容の自由が完全に保障されなければならない。その内容は、国民大衆の意志や世論に必ずしも合致するとは限らないだろうし、時代の流行と勢力に反することもあるだろうが、それでも、真理であるが故に伝えられるべきことは伝えられなければならない、という。

大学とは真理の府であり、理性の府である。大学が、教育と研究と知識の伝達の三つの機能において、そのクオリティを保つのに大切なのが、何よりも自由という条件なのだ。その条件が失われ、大学がそのクオリティを保つことができなくなると、その国は衰退する。それがあの戦争の開始前に日本で起きたことだった。

当時の日本には大学の三つの機能の自由が三つともなかったのだ。教える自由がなく、教わる自由がなく、研究の自由もなかった。一般社会への発信の自由もなかった。

先に述べたように、日本のアカデミック・フリーダムの歴史において、学問の自由を奪うという意味で最大の事件は、天皇機関説問題だった。その当事者、美濃部達吉は一九四八年五月に亡くなった。その追悼式で、追悼の辞を読んだのは南原だった。その中で南原は次のように述べた。

「満州事変を契機として、わが国の政治社会は急転回を余儀なくされました。昭和十年『国体明徴』運動の真っ先に取り上げられた『天皇機関説』問題くらい、天下の視聴を集めた事件はないであります。いまにして思えば、それこそは実に日華事変から今次の大戦への計画的準備工作だったのであります。すなわち、学問と言論の自由はこのとき以来、軍部とこれに咬合する一部政治家によって極度に抑圧せられ、ついに地を払うに至ったのであります。わ

れら無力にして、われわれの先生―偉大なこの学界の長老のために、何事もなし得なかったことを深く恥としなければなりません」

南原の終生のトラウマ

ここに表明されているように、自分の師にあたる美濃部達吉が、世の集中砲火を浴び、迫害され生命の危険にさらされているところを見ても、それを救うために何事もできなかった。そういう自分を恥とする心が、南原の終生のトラウマとなった。

ちなみに、南原のもうひとつの終生のトラウマは、出陣学徒を空しく見送ってしまったことだった。

「われわれの知る多くの真摯な学生の戦争に対する疑惑と憂慮は、まだ太平洋戦争の開始されぬ以前、日独伊三国同盟の締結されたころから真剣なものがあつた。それが、今この段階になって、彼らがペンを棄てて一斉に出動する秋に臨んで、学生たちの疑問と憂慮に対して、何と答え、何を助言したらよいのか。

われわれ教師にとつて、戦時中最も辛く、苦しかったことは、それである。私は彼らに『国の命を拒んでも各自の良心に従つてし給え』とは言い兼ねた。いな、敢えて言わなかつた。もし、それを言うならば、みずから先に起つて、国家の戦争政策に対して批判すべきだつた筈である。私は自分が怯懦（きょうだ）で、勇気の足りなかつたかを反省するとともに、他方今日に至るまで、なおそうした態度の当否について迷うのである。（「戦没学徒の遺産を嗣ぐもの」）この二つのトラウマに衝き動かされるようにして、南原は終生、平和と民生主義とアカデミック・フリーダムを守るために闘いつづけた。

終戦直後の時期は、南原の闘いは古い伝統的な日本人と日本文化のものの考え方の基本のところに向けられた。それは、戦後改革に関する為政者、へ占領軍ならびにその指示を受けた日本政府への考え方と方向性があまりズレたものではなかつた。しかし、やがてほどなくして、戦後の国際政治地図が描き直され（二つの世界が対立する冷戦構造）それに従つて占領軍の日本統治の方針も変わりはじめ、それとともに、南原の考え方のズレが目立つていく。

先に述べた、一九五一年十二月の送別会における演述の中で、南原はこんなことを述べている。

「終戦後六年、わが国の独立が日程にのぼり来るや、時代はふたたび急転回をなしつつあるがごとくである。私は昨年五月、さる機会に、当時すでに旧憲法精神の復活と民主主義の危機の兆候がないかを問題とした。いまやそれがいよいよ現象となつて、われわれの前に立ち塞がりつつあるごとくである。最近、わが国の政府並びに司直の権威者は、われわれ大学人が時代の問題、民族の運命にかかわる問題について論議し、意見を発表することを、いよいよ喜ばないようである。かくて、戦後、あれほど新日本の理想として高く掲げられた平和は、いまや国民の間にひとつの禁制（タブー）とすることなきや、を私はおそれるのである。」

南原が全面講和を主張して、時の吉田首相から、「曲学阿世」と罵られたのはこのときのことである。

このときも時代は急転回をなしたのだが、最近それ以上の急転回がなされつつあるのではないか、というのが、わたしの今の時代に対する見立てである。